

# 環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ⑤人権、ステークホルダー、 ジェンダー

- 論点5.1 「人権にかかる配慮項目とその範囲、  
配慮対象への社会的弱者の追記の要否」
- 論点5.2 「ESS10 ステークホルダーエンゲージ  
メント計画の参照の要否」
- 論点5.3 「ステークホルダー分析の実施」

# ① レビュー調査結果（論点5.1）

## ■ 人権にかかる配慮の範囲

- 開発協力大綱においては、「脆弱な立場に置かれやすい対象」として「子ども、女性、障害者、高齢者、難民国内避難民、少数民族先住民族等」と明記されている。
- GL「2.5 社会環境と人権への配慮」には、社会的に弱い立場にあるものの例示として「女性、先住民族、障害者、マイノリティなど」が挙げられている。また、「2.3 環境社会配慮の項目」には、人権配慮に関連する項目として、「貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ」、「ジェンダー」、「子どもの権利」、が挙げられているが、難民国内避難民や高齢者については記載がない。

## ■ 人権、社会的弱者に対する配慮に関する世銀ESFの規定

- 世銀のEnvironmental and Social Framework (ESF)は冒頭にA Vision for Sustainable Developmentを掲げ、開発プロセスへの全ての人の参加を促すこと、そのため平等と非差別の原則、及び社会的に脆弱な人々への配慮が重視されている。これらを通じて、世銀は世界人権宣言に謳われる人権への配慮を尊重する。現行JICAガイドライン(GL)においては「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」と明記されている。

# ① レビュー調査結果（論点5.1）

## ■ ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施

- 国連の人権、多国籍企業、及びその他の企業活動に関する事務総長特別代表に2005年に就任したジョン・ラギーにより、「保護、尊重および救済：ビジネスと人権のための枠組」が2008年に国連人権理事会に提出された。同枠組みは「ラギーフレームワーク」と呼ばれ、「企業を含む第三者による人権侵害から保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から成る。同枠組を運用するため、「ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」（以下、指導原則）が策定され、2011年の国連人権理事会で全会一致で支持された。
- 日本政府は、指導原則の履行にコミットしており、2016年11月に開催された国連ビジネスと人権フォーラムにおいて、ビジネスと人権に関する国別行動計画の作成を決定したことを発表した。外務省によれば、2020年半ばに国別行動計画を公表することを予定している。

# ① レビュー調査結果（論点5.2, 5.3）

## ■ 現地ステークホルダーとの協議に関する世銀ESFの規定

- ESS10「ステークホルダーエンゲージメントと情報公開」は、世銀のすべての Investment Project Financing 案件に適用される。（ESS10 para 4） ESS10において、「ステークホルダー」とは、(a)プロジェクトにより影響を受ける個人や集団及び、(b)プロジェクトに関心がある個人や集団のことを指す。（ESS10 para 5）
- 借入人は、Stakeholder Engagement Plan (SEP)の作成、実施が求められる。SEPには、事業の影響を受ける人々、及びその他の関心を持つステークホルダーを特定し、当該ステークホルダーの事業への参画の時期や方法、提供される情報の種類や提供時期、開催告知方法、開催場所、開催結果の報告、苦情処理メカニズムの詳細が記載される。SEPのドラフトは、プロジェクト形成の初期段階で、審査前のできるだけ早いタイミングで公開される。（ESS10, para13-）
- 借入人は、意味ある協議（meaningful consultation）を実施する。意味ある協議とは、ステークホルダーが、プロジェクトのリスク等に関して意見を言うことができ、また借入人もそれについて考慮し返答するといった、双方向のプロセスのことである。（ESS10 para 21, 22）

（レビュー調査最終報告書（案）p4-8）

# ① レビュー調査結果（論点5.2, 5.3）

## ■ 現地ステークホルダーとの協議に関する世銀ESFの規定

- 借入人は、苦情処理メカニズムを設置し運用する。苦情処理メカニズムには、多様な苦情申し立て方法、記録、透明性のある手続き、（解決できなかった場合の）訴訟プロセスについて含まれる。（ESS10 para 26, Annex 1 para 1-3）
- IFC PS 1「環境社会リスク影響の評価と管理」では、クライアントは、プロジェクトのリスクと影響、開発段階、被影響コミュニティの特性と関心に応じたSEPを作成し、実施する。（para 27）SEPには、プロジェクト概要、ステークホルダーの特定、エンゲージメントプログラム、苦情処理メカニズム等が含まれる。（GN 1 para 98）また、クライアントは、影響を受けるコミュニティに対し、プロジェクト関連情報を開示する。この開示情報にはSEPも含まれる。（para 29, footnote 26）

## ■ MDBsのステークホルダー協議に関する規定

- ADBのSPSでは、「ADBは意味ある協議が行われるために借入人/クライアントと協力する。借入人/クライアントはリスクや影響に応じてステークホルダーエンゲージメントを行う」ことが規定されているが、SEPの作成実施は求められていない。（SPS, para54）

（レビュー調査最終報告書（案）p4-8）

## ② 包括的検討での検討ポイント

### 論点5.1「人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否」

1. ガイドライン2.5「社会環境と人権への配慮」及び別紙1の社会的弱者の範囲について見直しの要否。また、新たに追加する場合、適切な配慮の方法について。

### 論点5.2「ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否」

1. ステークホルダーエンゲージメントにおける重要な配慮項目

### 論点5.3「ステークホルダー分析の実施」

1. ステークホルダー分析を実施する際の留意点